

申請者:近見 正彦

論文題目 14・5世紀地中海時代における海上保険条例および同契約法理の研究

審査員 杉山 武彦
鈴木 良隆
下和田 功

I

本論文は、今なお古い慣習が生き続けている海上保険契約における歴史的研究の重要性を考慮して、「14・5世紀地中海時代」における海上保険条例を検討し、さらにこれらの条例および多くの個別海上保険契約例から当時の海上保険契約の法理を明らかにしようとしたものである。

今日の海上保険法は1435年のバルセロナ海上保険条例から一元的に発達したものであるといわれてきた。すなわち、同条例は現代海上保険法の母法であり、「世界最古の統一的海上保険法」であるとされて、その重要性がきわめて高く評価されてきた。しかし、1435年条例の意義を正確に位置付けて評価するには、それ以前に存在する14世紀におけるイタリア初期の海上保険条例やバルセロナ最古の1432年バルセロナ条例を検討しなければならないのではないか。さらに1435年条例のみならず、バルセロナ三大条例(1435年、1458年および1484年の各条例)に1452年条例を加えた四大条例についてその内容を比較検討することによって、15世紀に海上保険法理が著しく発展した過程が初めて明らかにできるのではないか。筆者は、こうした問題意識に立って本論文を執筆している。

また、初期イタリアやバルセロナの海上保険条例の規定やこれら条例における海上保険契約法理の形成に関する研究が現代海上保険法および海上保険法理の解釈やその探求にとって重要であるにもかかわらず、わが国ではこれまであまり解明されてこなかった。しかも、欧米においても特定の都市ないし地域に限られた断片的な研究が散見されるに過ぎず、イタリアおよびスペインの地中海諸都市にまたがる総合的な歴史的研究は従来不十分で手薄であった。以上のような基本的認識に立って筆者は本研究を進めている。

本論文の構成概要は、次のとおりである。

第1部 イタリア初期の海上保険条例

第1章 序

第2章 ジェノヴァ、フィレンツェおよびヴェネツィア初期の条例

第3章 イタリア初期の条例の整理と検討

第2部 バルセロナの海上保険条例

第1章 序

第2章 1432年のバルセロナ条例ーバルセロナ最古の海上保険条例ー

第3章 諸条例の整理と関係史料

第4章 1435年条例の制定理由

第5章 バルセロナ四大条例のテキスト

第3部 14・5世紀地中海時代における海上保険契約法理

第1章 契約当事者資格

第2章 被保険利益

第3章 危険

第4章 損害

II

本論文の第1部は、バルセロナ海上保険条例制定に至るまでの、14世紀後半から15世紀前半にかけてジェノヴァ、フィレンツェおよびヴェネツィアで制定されたイタリア初期の12の海上保険条例について整理検討を行っている。

第1章では、現代海上保険法の母法とされ、「世界最古の統一的海上保険法」といわれる1435年バルセロナ条例の形成とその意義を正確に評価するために、それ以前に制定されたイタリア初期の海上保険条例群を詳細に検討する必要があることを指摘し、第2章でジェノヴァ、フィレンツェおよびヴェネツィアの初期の条例のマニュスクリプトのコピー、テキストおよび試訳を示し、各条例について考察している。現在、世界最古の海上保険条例と考えられている1369年のGabriele Adornoによるジェノヴァの条例については、同条例が保険契約の有効性を明示的に認め、その旨を宣言しており、その点で海上保険法史はもとより保険法史そのものが本条例から始まるものといえ、バルセロナ条例に匹敵する重要な意義を持つ、と筆者は評価している。第3章は、諸条例を整理して制定機関、制定理由、規定内容を検討し、各条例の位置付けを明らかにしている。制定機関についてはドージェ、ポデスタ、評議会等により定められた条例と商業団体により定められた条例に二分され、前者は統治の中枢機関で定められた法規といえるのに対し、後者は私的かつ自治的組織により定められた当該団体の内規的性格を有するとしている。制定理由については、都市国家であるコムーネのより直接的利益つまり公的利益のために制定されたものと、そのコムーネの市民・商人または商業団体の利益、したがって私的ないし私的に近い利益のために制定されたものに二分され、さらに規定内容からは、海上保険契約の有効性を定めた条例と、外国船舶・貨物の保険の禁止・制限を定めた条例の二グループに分けられる、としている。

第1部の検討の結果、イタリア初期の海上保険条例はそれぞれ異なる特色をもち、個別的に検討することが重要であるといえるが、イタリア海上保険条例群全体としては、第一に後述の1435年バルセロナ条例に比べ、ボリュームの点で大きく劣り、また内容的に体系付けられておらず、断片的であること、第二にその多くが公法的規定のみならず、私法規的規定も置いていること、第三に海上保険契約の有効性を明規した条例が存在すること、第四に条例の多くが外国人所有船舶・貨物、または外国人所有船舶に積載された貨物の保険を禁じていたが、時の経過とともに1420年前後のフィレンツェやジェノヴァで出された条例では外国人の保険契約者としての資格が原則的に認められるようになってきていること、第五に保険契約が教会法に抵触せずに有効であるとする規定や違反者に科せられる罰金が港および埠頭の作業に使用されるとする罰金の使途に関する規定等、中世社会の風景を彷彿とさせる規定が多く残されていること、の五点が指摘できるとしている。

III

14世紀イタリアの諸都市で誕生した海上保険は、地中海を渡ってバルセロナには14世紀末に伝えられたが、第2部では15世紀バルセロナの海上保険条例が取り上げられている。第1章では、保険契約者・被保険者として「バルセロナ固有の商人」が登場したのは1392年の契約によって確認され、また1401年の契約ではバルセロナ固有の商人が保険者として登場しており、15世紀初頭にはバルセロナに海上保険が根付いてゆき、やがて海上保険取引への公的介入が行われて、バルセロナ条例の制定により海上保険法理が発展してゆくことを指摘している。

第2章では、日本はもちろん欧米でもあまり知られていないPerelsおよびPeláezの業績によりながら、これまでバルセロナ最古の条例とされていた1435年条例に先立って制定された1432年のバルセロナ条例が筆者の現段階の調査では当地最古のものであるとして、本条例のマニュスクリプトのコピー、テキストおよび試訳を示し、その特色を分析している。1432年条例は外国船舶・貨物の保険の禁止を定め、とくに海上保険契約の諸要素に触れておらず、こうした規定内容はイタリア初期の条例にその範をとったものであり、イタリア初期の条例の範疇に属するものといえる。したがって、本条例は従来通説で看過されてきたバルセロナ条例とイタリア初期の条例の間の継受関係を示す証拠となるもので、この点に本条例の重大な意義があるとしている。

第3章は前述の1432年条例を含め、その後に制定されたバルセロナの8条例を制定年月日、条数、題名等、外観的な点に関して検討している。1432年条例がイタリア初期の条例と密接な関係を有し、「断片的、公法的」であり、わずか4カ条であるのに対し、その後に制定された条例は、たとえば1435年条例が20カ条から構成されているように、内容的にもそれ以前のイタリア初期の条例とは比較にならないほどボリュームのある充実したものとなっている、と筆者は指摘している。

1435年条例とその後制定された1452年、1458年、1484年の条例、すなわち筆者のいうバルセロナ四大条例が海上保険契約の多くの要素に触れ、海上保険法理の著しい発展を促したのはなぜか。この問題に明快な解答を示した研究は従来ほとんどないとの認識から、筆者は第4章ではバルセロナ条例のなかで最も重要な1435年条例の制定理由について考察する。というのは、1452年以後の3条例は1435年条例を修正・増補したものであり、したがって1435年条例がなぜ多くの契約の要素にかかわる規定を置いたかの解明が重要となるからである。1432年条例が「公益ないしバルセロナ市の市民、商人等の保障のため」という一般的抽象的な制定理由を掲げているのに対し、1435年条例は「船舶ないし物品等を保険することにより、同市で生じ得る一切の詐欺および害悪、疑義ならびに論議を一掃するために、したがって被保険者のみならず保険者の保護のために」という特殊・具体的な制定理由を挙げているが、それは当時のバルセロナ海上保険市場の固有の事情によるといえる。Masonsによると、1428年頃の世界の保険取引の1/4がバルセロナで成立し、付保された貨物の3/4はバルセロナ固有の商人衆の所有であり、バルセロナ商人衆に海上保険が普及していたことがわかるが、他方イタリア商人が大部分を占める外国保険者がバルセロナ海上保険市場を支配しており、バルセロナ固有の商人たる保険者は中小規模の保険金額を引き受けていたに過ぎなかった。丁度そのころベスト流行、戦争、銀行破綻等のためバルセロナは衰微し始め、イタリア商人の資本引揚げもあり、バルセロナ商業は危機的状況を迎えたが、そうした状況のなかで1432年条例は制定された。同条例はイタリア諸コムーネ間の抗争関係に対し、海上保険行政上は不干渉主義を採用するとともに、前述の制定理由を付けてコムーネ間の戦争中に限ってヴェネツィア、フィレンツェ、ジェノヴァ等のイタリア諸コムーネの船舶・貨物の保険の引受を禁じた。その後保険取引が再び広く行われるようになり、バルセロナ保険者衆が海上保険の新しい支配層となっていたが、保険取引の復活とともに詐欺等の発生も増加した。そのために、詐欺等を一掃してこれらバルセロナ保険者衆を保護するために契約内容に立ち入り、干渉し、海上保険契約を妥当なものに規制する必要がある。すなわち、1432年および1435年条例の制定理由の変化を筆者は保険取引の活力回復と保険市場における支配的商人層の交代に求めている。そして、1435年条例の制定理由がその後の各バルセロナ条例に受け継がれ、それがバルセロナ条例において海上保険契約の諸要素に多くの規定で触れて、海上保険契約法理の本格的発展を促した根本的原因となるものであったと結論付けている。なお第5章では、第3部の考察のために予めバルセロナ条例がどのような事項についてどのように規定し、どのように改正されていたかを知るために、バルセロナ四大条例のテキストの全文とその試訳が示されている。

IV

第3部は、第1部および第2部におけるイタリア初期およびバルセロナの海上保険条例の研究に基づいて、当時の多くの個別海上保険契約例をも参考にしながら、バルセロナ条例を中心に発達した14・15世紀地中海時代における海上保険契約の法理を究明している。

第1章は、海上保険契約の有効な成立には第一に資格ある当事者の合意が存在しなければならないという意味で、海上保険契約法理の最初のかつ重要な問題といえる契約当事者資格について、契約者（被保険者）資格と保険者資格に分けて検討している。前者については、さらに外国船舶・貨物の保険の引受禁止・制限と内国船舶・貨物の付保制限に分けて論じている。イタリア初期の条例と同様に、バルセロナでも1432年条例や1435年条例のように、外国人の付保資格を制限ないし否定しているが、これはBensa等の指摘するような保護貿易主義のためだけでなく、外国船舶・貨物の保険の場合、保険者が情報を有さないために詐欺の温床となりやすくなり、リスクな契約であり、損害をもたらす可能性が高いために、保険者の保護を図る必要があったためである。その後の条例では、対詐欺的行為策が契約法理に取り込まれてきたことから、この種の禁止・制限が緩和され、1484年条例では外国人の契約者資格は若干の制限はあるものの、ほぼ原則的に承認されている。こうした変遷はバルセロナ条例の発達過程を示すものである、と筆者は指摘している。次に内国人の付保制限、すなわち強制的自己保有は被保険者にも危険発生の際の不利益を任せ、事故発生に関する注意を喚起させるものであるが、バルセロナ条例以前のジェノヴァ条例でも採用されており、バルセロナ四大条例は厳しい付保制限からその制限の原則的撤廃への過程を示していることを筆者は明らかにしている。保険者資格については、フィレンツェと異なり、バルセロナでは当初から保険者は外国人であったことから、保険者資格についてなんら制限を加えていないことを指摘している。

海上保険契約における三大要素は被保険利益、危険および損害であるが、第2章以下ではこの3要素について逐次検討している。被保険利益を取り扱った第2章では、第一に被保険利益の中で代表的な利益である

所有利益がイタリア初期の条例よりもバルセロナ条例では明らかに存在していたこと、第二に船舶保険における保険の目的については今日とは異なり、バルセロナではきわめて制限的であったが、建造保険とみなしうる契約が存在し、貨物保険ではopen policyの嚆矢となるべき契約や積載船舶の不特定なin quovis保険が存在したこと、第三に《valeguen mes o menys》または《hage o no haje》条項は被保険利益存在要件に関する条項ではなく、保険価額関係条項であること、第四に従来16世紀以降行われたといわれてきた不特定人のための保険はバルセロナではすでに15世紀中葉には存在していたこと、したがって第二と第四の点から、実際の保険契約法理がバルセロナではかなり高度な発展段階に達していたこと、を論じている。

第3章では危険について考察しているが、第一に当時の個別契約例からバルセロナでは絶対的包括責任主義が採られていた可能性が高いこと、第二に非行および性質危険が当時の典型的な免責危険であったこと、第三に当時の海上保険は原則として航海保険であったが、船舶につき期間保険が締結されたのは15世紀中葉であり、保険期間の始期と終期が漸次拡張されていったこと、第四に従前の素朴な契約形態を一步進めて15世紀バルセロナの海上保険市場では一種の変形物として遡及保険が行われていたことを明らかにしている。最後の第4章は、危険の発生による被保険利益の一部または全部の消滅であり、被保険利益と裏表の関係にある損害を取り上げている。第一に損害防止義務について次のように指摘している。すなわち、今日では被保険者の義務として理解されている損害防止義務が17世紀頃までは権利としてまたは他の制度に付随して規定されているが、バルセロナ条例でも同様に権利としている。それは保険契約を売買契約と同様に扱うという中世的な保険契約観に基づくものであるが、しかし、そこでは実際には損害防止の程度については無保険者主義が唱えられ、その費用については保険者負担原則が、しかもその負担限度まで定められており、バルセロナ海上保険契約法理が限りなく今日的な段階にまで達していた、という。第二に損害が生じた場合の損害通知義務および損害証明義務をバルセロナ条例は直接規定していないが、この種の義務は海上保険が誕生した当初から保険契約に存在しており、バルセロナ条例では保険金支払い債務の履行期について比較的详细な規定を置いているように、この義務を当初から被保険者に課していた、としている。さらに損害填補に関しては、通説を批判する形で、franchiseが15世紀末バルセロナで既に実際上行われていたこと、バルセロナでは15世紀に比例填補の原則が採用され、それ以前は実損填補方式であったことなどを明らかにしている。

V

本論文について評価すべき主要な点は、次のとおりである。

第一は、本論文によって筆者が14・5世紀の海上保険条例群を紹介検討し、当時の海上保険法理の発展に焦点をあてて分析している点である。わが国中世海上保険史の研究では、保険証券ないし約款の変遷についてはすでに優れた研究がいくつか発表されているが、当時の海上保険条例とその契約法理に関する研究はこれまで殆ど行われておらず、本論文はその空白を埋めた先駆的業績といえる。きわめて多くの文献ならびに資料を精細に分析して、筆者は1435年バルセロナ条例の歴史的意義と位置付けを初めて明確にした。

第二に、本論文はイタリア条例群およびバルセロナ条例群を原史料に当たり検討しているが、わが国はもちろん英、米、独、仏等の国々でも現在なお知られていない条例がテキストおよび邦訳を付して紹介し検討されている点である。その例としては、たとえば1432年や1452年のバルセロナ条例がある。筆者のバルセロナ条例の試訳にはたとえば領主《senyor rey》を国王殿下と訳しているなど、歴史的背景を考慮するとき用語の上で若干の手直しをすべき点が見受けられるものの、広範な考証に裏付けられた緻密な訳出には高い価値が認められる。海上保険の分野ではとくにこの種の研究が重要であるにもかかわらず、わが国では従来ほとんどなされておらず、本論文は史料的にも意義あるものといえる。この点はイタリア、スペインにまたがる筆者の長年の地道な調査研究に基づく成果であり、学界の共有財産となるものといえよう。

第3部では、現在のわが国の海上保険法や海上保険実務に触れたのち、当時の状況を検討しているが、第三に評価したいのは、当時の海上保険法理の発達を研究することによって、今日的な問題についても幾つか示唆を与えるものとなっている点である。本論文によって従来の見解を翻す新たな知見が幾つか提示されており、たとえば被保険利益に関する条項とみなされていた《valeguen mes o menys》または《hage o no haje》条項が保険価額関係条項であることを明らかにしている。このこのことは、同条項が従来海上保険に固有のものと考えられていたが、最近では陸上保険においても利用されつつある評価済み保険の嚆矢となることを示している。また、被保険利益概念は海上保険契約誕生時から存在していたが、当初は利益主体の保険金請求権者としての地位を示し、未だ保険契約の目的とはしていなかったことを明らかにしている。この点と関連して、被保険利益概念の詳細な解明には16ないし19世紀における海上保険契約法理の発展を検討する必要があることを示唆して、今後の研究の方向性を示している。さらに、バルセロナでは比例填補原則よりも実損填補方式の方が古いことを実証して、今日一般に理解されている比例填補原則が海上保険のみならず陸上保険でも一部保険における基本原則であるとする観念に疑問を提起し、さらにこうした歴史的事実から、近年比例填補原則の場合の被保険者の負担の厳しさや同原則に対する一般契約者の理解の困難さ等を理由として一部保険でも比例填補原則適用を緩和する方法が採用されるに至っていることを筆者は肯定的に受け止めている。

他方、本論文の主な問題点としては、次の諸点が挙げられよう。

第一は、1435年バルセロナ条例における大きな変化の理由が十分に論証されたか、という点である。筆者はそれを1432年条例と1435年条例の制定理由の変化に求め、保険取引の活力回復と保険市場における支配的商人層の交代という当時のバルセロナ海上保険市場の固有の事情によるものとしている。しかし、1432年条例の制定当時ペストや戦争、銀行破綻等によって危機的状況を迎えたバルセロナ商業がわずか3年程度で急回復し、外国人保険者から「バルセロナ固有の商人」への交代が起きたという急激な変化を説明するには、もう少し手厚い分析が欲しい。

第二に、専門家によれば海上保険法は海上保険約款の形式で表現された商慣習から発達したものであり、約款が法律（本研究では海上保険条例）の先導役を努め、約款が法律に影響を及ぼしたといわれているが、本論文ではこうした側面が認識されて十分には論じられていない点である。海上保険条例にしろ、そこで展開されている保険法理にしろ、それらは海上保険約款や訴訟事件と相互に影響を及ぼしあって発展してきたと考えられるのであるから、当時のバルセロナにおける保険約款や訴訟史料をも使用して考察すれば、さらに説得力のある研究になったと思われる。ただし、当時の訴訟史料はこれまでのところあまり発見されておら

ず、この点は筆者の今後の調査研究に期待したい。

第三に、保険契約には他の契約と比べて特徴的な告知義務が存在し、これは14・5世紀における海上保険契約法理の重要な問題の一つと考えられるが、この告知義務については、本論文では必ずしも十分に触れられていない点である。当時の条例および保険契約上いずれにおいても告知義務に関する規定であると明確に判断される規定が存在せず、その意味で当時においては告知義務が明らかに保険契約者に課せられていたとはいえないが、この点は当時どのような形で対処されてきたかを論じる必要があろう。

しかし、こうした問題点は本論文の価値を損なうものではなく、また筆者も自覚するところであり、今後の研究に期待したいと思う。

VI

本論文は、この分野における日本の数少ない研究者としての筆者の長年の研究成果を集大成したものであり、一方でバルセロナ四大条例の特色と歴史的 position 付けをイタリア初期の海上保険条例をも精細に検討することを通じて明らかにし、他方でこれら14・5世紀の海上保険条例の海上保険法理面での意義を説明することによって、学界に貴重な貢献をなしたものと認められる。よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものと判断する。

平成9年11月12日